		経営管理権の設定を 町村(乙) 経営管理権を設定す 森林所有者(甲)		定を受け	ける市	(名称)					(所名	王地)		
整理	作 DE 关			,		福井市	方長 西	写行 芹			福	井県福井市大手3丁目10番1号		
番号	. 朱ハɔー実凹-1	経営管理	里権を設	定するネ	条林の	(氏名又	は名称	, <u>,</u>)			(住戸	所又は所在地)		
		経営管理	権の設定	定を受け	る森林	(A)				(cr.)/ fete arra Lta	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種		経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	ラーラーラー の経貨を控除してなわ	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	保安林	0. 3603	スギ	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町67字向山	28-2				0. 0198	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	この計画に	-る。												
ſ	権利の記	没定を受	受ける言	 打町村	(乙)		住所	同	上	名和	陈 福	福井市長 西行 茂 印		
l	権利を記	没定する	5森林の	り森林原	听有者	(甲)	住所	同	上	氏	名又は名称		印	

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 対策、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	乗、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
2	皿谷町67字向山	28-2	374	059	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町67字向山	28-1	374	056	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町67字向山	28-2	374	059	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023007 1/5000

		経営管理	里権の設	定を受け	ける市	(名称)					(所在	(所在地)			
整理	#PE * .1. 0	町村 (7				福井市	ī長 西	百行 方			福井	県福井市大手3丁目10番1号			
番号	集R5-美山-2	経営管理	里権を設	定する私	森林の	(氏名又	は名称)			(住所	又は所在地)			
		森林所有	有者(甲)											
	乙が約	経営管理	!権の設定	官を受け	る森林	(A)					経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	山林	0.0198	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	この計画に			Lama a L. L	(-)				,						
	権利の記		(乙)	住所 同			上	名和	弥 福見	井市長 西行 茂	印				
	権利を記	没定する	る森林の	の森林原	听有者	(甲) 住所 同			上	氏纟	名又は名称		印		

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対缘	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2					る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対多	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町67字向山	36-2	374	076	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2					付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3					○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 〇乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (3. 留意事項)
5					○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					〇経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023008 1/5000

		経営管理	里権の設	定を受け	ける市	(名称)					(所在)	(所在地)			
整理	# P5 - * . I. o	町村(2				福井市	長 西	5行 方			福井	:県福井市大手3丁目10番1号			
番号	、 朱収5-美田-9	経営管理	里権を設	定する森	条林の	(氏名又	は名称)			(住所)	又は所在地)			
		森林所有	有者(甲)											
	乙が約	圣営管理	権の設定	官を受け	る森林	(A)				(m))/ (http://m.l/h	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	畑	0.0012	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	畑	0. 000132	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
この計画に同意する。															
	権利の記	役定を受	受ける言		(乙)	住所 同			上	名表	陈 福井	‡市長 西行 茂	印		
	権利を記	没定する	る森林の	つ森林原	所有者	皆(甲) 住所 同			上	氏	名又は名称		印		

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対缘	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	展、
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町47字葛間	20-1	362	121	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町47字葛間	21-1	362	123	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

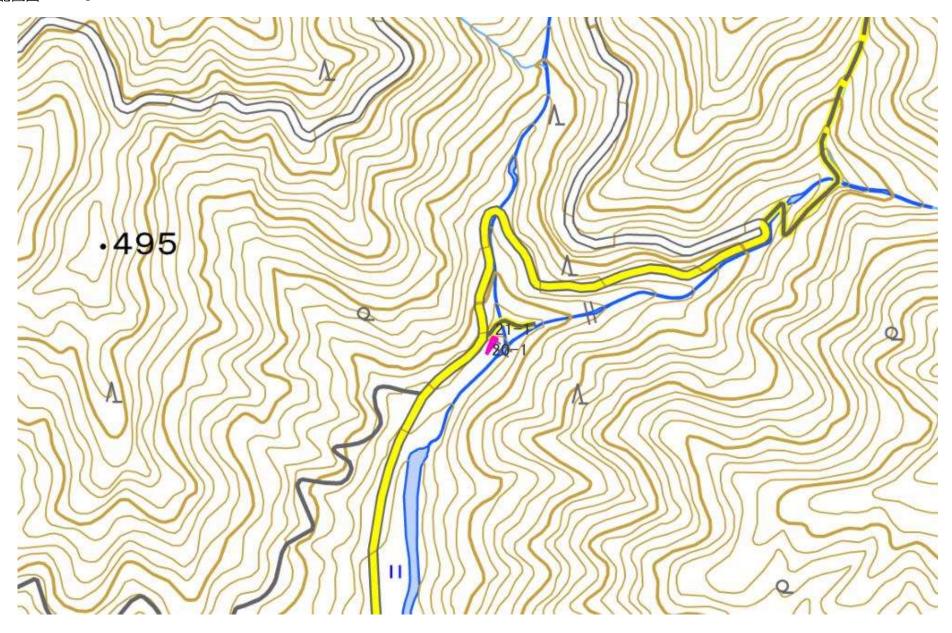
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023003 1/5000

		奴党答 :	田佐の乳	定を受け	+ ス 古	(名称)						(所在地)			
整理	# 	町村(7		足と文(りの山	福井市	5長 西	5行 方	· 芝			福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-4		甲権を設	定する私	 柒林の	(氏名又	は名称)				(住所)	又は所在地)		
			有者(甲		de t. L.										
	乙が絹	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				for N/ felt are 15	経営管理	!権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種		経営管理権 の始期				等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	山林	0. 0099	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	別添1参照 別添2参照		別添3参照	
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	山林	0. 0991	その他広葉樹	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371	041	山林	0. 1586	その他広葉樹	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	山林	0. 0991	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	山林	0. 0991	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	山林	0. 0099	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	畑	0.0092	スギ	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	山林	0. 6545	スギ	43	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	山林	0. 0892	その他広葉樹	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	山林	0. 119	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	

T	到											(
		経営管理	里権の設	定を受け	 ける市	(名称)						(所在地)			
整理	# DE # .1. 4	町村(福井市	5長 7	雪行 方				福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-4		理権を設	定する私	集林の	(氏名又	は名称	;)				(住所)	又は所在地)		
			有者(甲												
	 乙が;	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				(cz))/, (c/c +m l/e	経営管理	権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行 経営管理 (C	われる	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	山林	0. 0198	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	山林	0. 1636	その他広葉樹	88	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	山林	0. 0793	その他広葉樹	88	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	山林	0. 154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	山林	0. 154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	山林	0. 154	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	山林	0. 0156	スギ	39	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	畑	0.0042	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	畑	0. 0069	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	山林	0.0033	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
	•							•	•						

_ IF			 理権の設	定を受け	ナス市	(名称)						(所在	也)	_	01020011
整理		町村(7		圧で又り	ا ا ره ر	福井市	ī長 西	5行 万	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-4	経営管理	里権を設		条林の	(氏名又	は名称	:)				(住所)	又は所在地)		
		森林所名	有者 (甲)											
	乙が	経営管理	権の設定	定を受け	る森林	(A)				(or)/ 66-or 16-	経営管理	権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班		面積 ha	現況樹種		経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行 経営管理 (C	われる !の内容	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	38-1 362 045 山林 0.0039 スギ 50							2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	山林	0.0092	スギ	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	保安林	0. 0991	その他広葉樹	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	保安林	0. 0975	その他広葉樹	60	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	保安林	0. 0829	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	保安林	0. 1487	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	山林	0. 1289	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	山林	0. 0826	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	山林	0. 0892	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添 1	参照	別添2参照	別添3参照	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	山林	0. 0495	その他広葉樹	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
			•			•									1

	3/17-75	奴骨答 :	理権の設	字な画り	+ 2 古	(名称)						(所在出	(所在地)			
整理	H	町村(7	ا ا رگ (福井市長 西行 茂							福井県福井市大手3丁目10番1号					
番号	· 果K5-美田-4		 里権を設			(氏名又	は名称	(;)				(住所又は所在地)				
			有者(甲		W. W. V. V.											
	乙が絹	圣営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)					経営管理	!権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種		経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	がいて行 経営管理 (C	われる !の内容	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
31	皿谷町47字葛間	32-1	362	150	保安林	0. 6942	その他広葉樹	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	保安林	0. 195	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	保安林	0.0165	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	保安林	0. 0231	スギ	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	山林	0. 5256	その他広葉樹	82	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	山林	0.0991	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
37	皿谷町48字倉ケ上	3-1	363	009	保安林	0.8694	その他広葉樹	82	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
38	皿谷町48字倉ケ上	3-2	363	011	保安林	0. 1983	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
39	皿谷町49字伐リ畑	3-1	363	045	山林	2. 0826	その他広葉樹	92	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
40	皿谷町49字伐リ畑	3-2	363	047	山林	0. 2314	スギ	65	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
				<u> </u>						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

		奴党签□	田佐の凯	字な巫ハ	ナス古	(名称)							(所在地)			
整理	1	経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙)				福井市	5長 西	5行 方	 芝			福井県福井市大手3丁目10番1号				
番号	集R5-美山-4		 里権を設	定するる	 な林の	(氏名又	は名称	()				(住所)	又は所在地)			
			有者(甲		NV. L. I. A. A.											
	乙が紅	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				to White and the	経営管理	権に基	木材の販売による収益から伐採	 乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行 経営管理 (C	われる	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
41	皿谷町49字伐リ畑	4-1	363	048	山林	0. 3636	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
42	皿谷町49字伐リ畑	4-2	363	021	山林	0. 0991	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
43	皿谷町49字伐リ畑	5-1	363	022	山林	0. 1884	その他広葉樹	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
44	皿谷町49字伐リ畑	5-2	363	024	山林	0.0661	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
45	皿谷町49字伐リ畑	7-1	363	025	山林	0. 1983	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
46	皿谷町49字伐リ畑	7-2	363	026	山林	0. 0793	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	保安林	0. 0991	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	保安林	0. 1487	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	保安林	0. 0297	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	保安林	0. 0991	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
	-								-					•		

個別事項

201023014 (所在地) (名称) |経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙) 福井市長 西行 茂 福井県福井市大手3丁目10番1号 整理 集R5-美山-4 番号 (氏名又は名称) (住所又は所在地) |経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) 木材の販売による収益から伐採 経営管理権に基 乙が甲にDを 経営管理権 等に要する経費を控除してなお 支払うべき時 経営管理権 づいて行われる の終期 利益がある場合において甲に支 備考 現況 現況 経営管理の内容 期、相手方及 面積 の始期 所 在 地番 林班 小班 地目 払われるべき金銭(D)の額の 番号 (B) 樹種 林齢 (C) び方法 ha 算定方法 保安林 別添2参照 51 皿谷町51字御免無 11-1364 032 0.4099 その他広葉樹 66 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添3参照 保安林 0. 1983 その他広葉樹 52 皿谷町51字御免無 11 - 2364 033 66 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 保安林 スギ 別添1参照 別添2参照 別添3参照 53 皿谷町62字ソウケガクボ 17 372 047 0.119 53 2024年3月21日 2044年3月20日 保安林 0.1289 スギ 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 54 皿谷町62字ソウケガクボ 18 372 049 69 山林 スギ 皿谷町63字中尾 25-1372 065 0.1289 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 55 スギ 皿谷町63字中尾 25 - 2372 067 山林 0.0343 52 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 56 保安林 0.238 皿谷町64字勝ヤ谷 1 373 040 その他広葉樹 78 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 57 皿谷町66字中ノ谷 保安林 0.0059 スギ 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 58 9 373 100 74 山林 スギ 皿谷町66字中ノ谷 10 - 1373 0.0049 74 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 59 101 保安林 スギ 10 - 2373 0.0082 74 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 60 皿谷町66字中ノ谷 103 この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 同 F. 名称 福井市長 西行 茂 印 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 上 印 住所 同 氏名又は名称

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371		○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	- IPI C 은 상PX 9 C 11 기。
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	- [현] 도현 상원(영 도1] 기。
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権をおいまし、主人ではいて主人後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	362	045	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	- PM C さ の PX y C 11 ノ。
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施力、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
31	皿谷町47字葛間	32-1	362		乗、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の宝部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	
37	皿谷町48字倉ケ上	3-1	363	009	
38	皿谷町48字倉ケ上	3-2	363	011	
39	皿谷町49字伐リ畑	3-1	363	045	
40	皿谷町49字伐リ畑	3-2	363	047	

	対象	杂林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
41	皿谷町49字伐リ畑	4-1	363	048	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
42	皿谷町49字伐リ畑	4-2	363	021	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
43	皿谷町49字伐リ畑	5-1	363	022	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
44	皿谷町49字伐リ畑	5-2	363	024	断 ぐさ る kk り ぐ仃 う。
45	皿谷町49字伐リ畑	7-1	363	025	
46	皿谷町49字伐リ畑	7-2	363	026	
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	

	対象	杂林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
51	皿谷町51字御免無	11-1	364	032	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
52	皿谷町51字御免無	11-2	364	033	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
53	皿谷町62字ソウケガクボ	17	372	047	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
54	皿谷町62字ソウケガクボ	18	372	049	脚 C さ の PX り C 11)。
55	皿谷町63字中尾	25-1	372	065	
56	皿谷町63字中尾	25-2	372	067	
57	皿谷町64字勝ヤ谷	1	373	040	
58	皿谷町66字中ノ谷	9	373	100	
59	皿谷町66字中ノ谷	10-1	373	101	
60	皿谷町66字中ノ谷	10-2	373	103	

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町3字胡桃谷	4	371	069	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町3字胡桃谷	15-1	371	040	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3	皿谷町3字胡桃谷	15-2	371	041	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4	皿谷町7字六呂谷	12-1	371	117	備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5	皿谷町7字六呂谷	12-2	371	118	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6	皿谷町7字六呂谷	22	371	104	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7	皿谷町31字下東山	8	365	003	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ こから甲に対し、金銭の支払いは行わない。
8	皿谷町31字下東山	48-1	365	069	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9	皿谷町31字下東山	48-2	365	070	
10	皿谷町31字下東山	49-1	365	073	

	対象	 杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
11	皿谷町31字下東山	49-2	365	074	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
12	皿谷町31字下東山	51-1	365	076	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
13	皿谷町31字下東山	51-2	365	077	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
14	皿谷町31字下東山	53-A	365	079	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
15	皿谷町31字下東山	53-B	365	080	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営 管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
16	皿谷町31字下東山	53-C	365	081	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
17	皿谷町31字下東山	57-1	365	087	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
18	皿谷町34字上ノ山	1	362	002	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
19	皿谷町34字上ノ山	3-2	362	005	
20	皿谷町34字上ノ山	36	362	043	

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
21	皿谷町34字上ノ山	38-1	362	045	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
22	皿谷町34字上ノ山	38-2	362	046	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
23	皿谷町47字葛間	3-1	362	085	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
24	皿谷町47字葛間	3-2	362	087	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
25	皿谷町47字葛間	6-1	362	094	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
26	皿谷町47字葛間	6-2	362	095	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
27	皿谷町47字葛間	12-1	362	109	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
28	皿谷町47字葛間	12-2	362	110	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
29	皿谷町47字葛間	13-1	362	111	
30	皿谷町47字葛間	13-2	362	112	

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
31	皿谷町47字葛間	32-1	362	150	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
32	皿谷町47字葛間	32-2	362	153	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
33	皿谷町47字葛間	33-1	362	154	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
34	皿谷町47字葛間	33-2	362	155	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
35	皿谷町47字葛間	39-1	362	176	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
36	皿谷町47字葛間	39-2	362	177	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
37	皿谷町48字倉ケ上	3-1	363	009	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ こから甲に対し、金銭の支払いは行わない。
38	皿谷町48字倉ケ上	3-2	363	011	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
39	皿谷町49字伐リ畑	3-1	363	045	
40	皿谷町49字伐リ畑	3-2	363	047	

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
41	皿谷町49字伐リ畑	4-1	363	048	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
42	皿谷町49字伐リ畑	4-2	363	021	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
43	皿谷町49字伐リ畑	5-1	363	022	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
44	皿谷町49字伐リ畑	5-2	363	024	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
45	皿谷町49字伐リ畑	7-1	363	025	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
46	皿谷町49字伐リ畑	7-2	363	026	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
47	皿谷町51字御免無	2-1	364	011	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○こから甲に対し、金銭の支払いは行わない。
48	皿谷町51字御免無	2-2	364	012	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
49	皿谷町51字御免無	3-1	364	013	
50	皿谷町51字御免無	3-2	364	014	

	対多	杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
51	皿谷町51字御免無	11-1	364	032	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
52	皿谷町51字御免無	11-2	364	033	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
53	皿谷町62字ソウケガクボ	17	372	047	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
54	皿谷町62字ソウケガクボ	18	372	049	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
55	皿谷町63字中尾	25-1	372	065	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
56	皿谷町63字中尾	25-2	372	067	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
57	皿谷町64字勝ヤ谷	1	373	040	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
58	皿谷町66字中ノ谷	9	373	100	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
59	皿谷町66字中ノ谷	10-1	373	101	
60	皿谷町66字中ノ谷	10-2	373	103	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

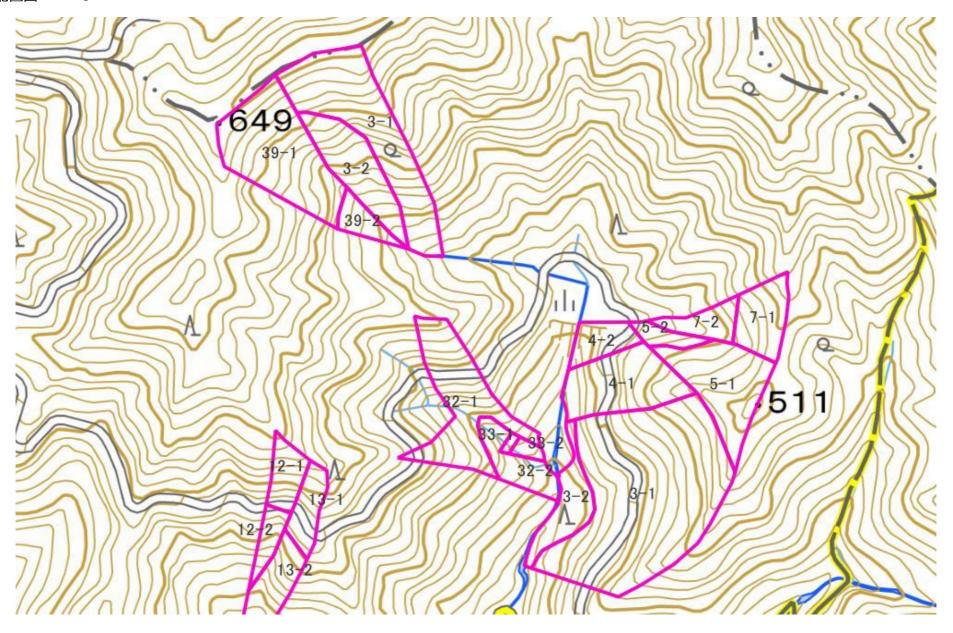
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

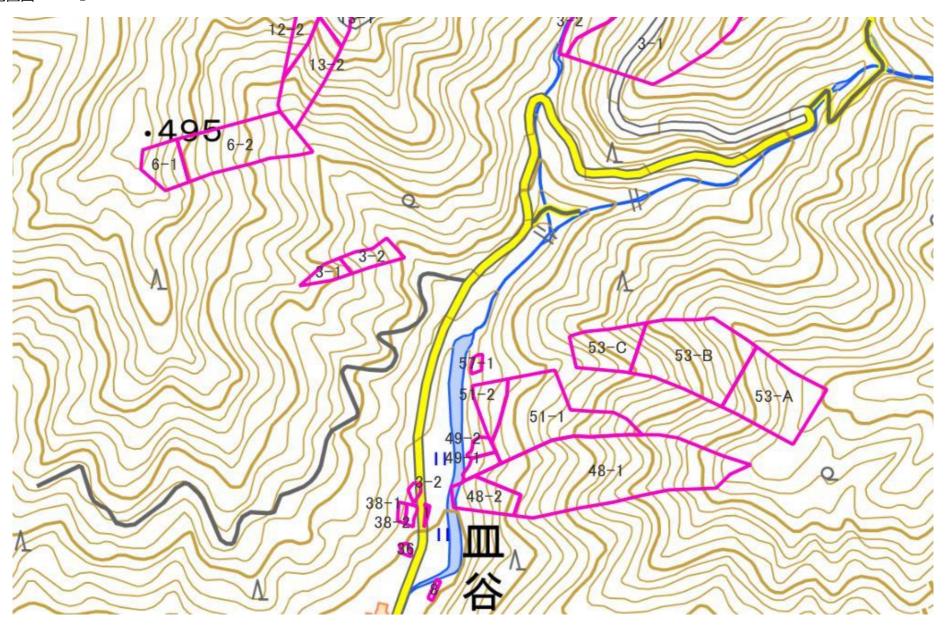
〈相手方及び方法〉

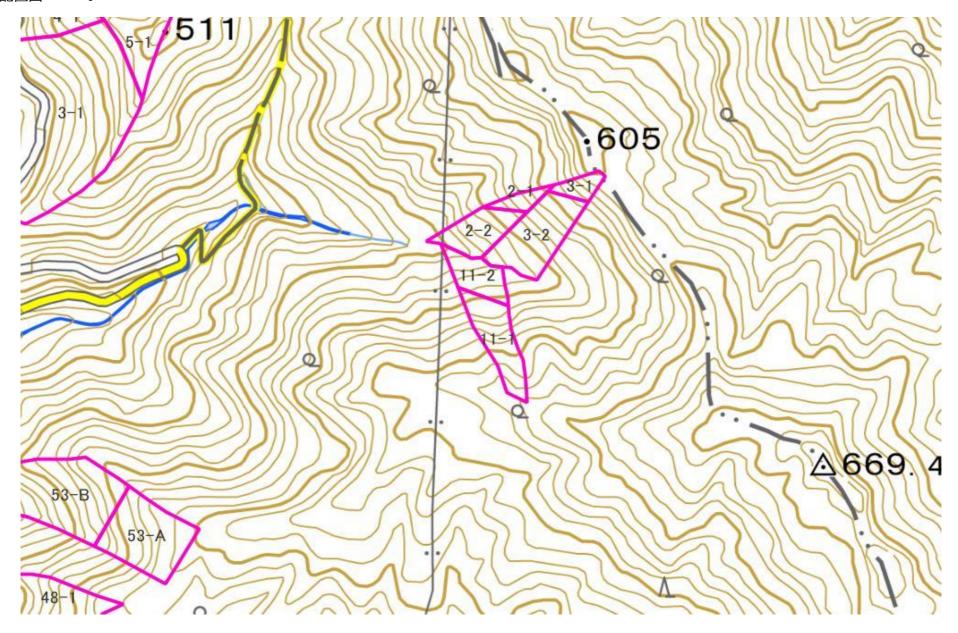
○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1

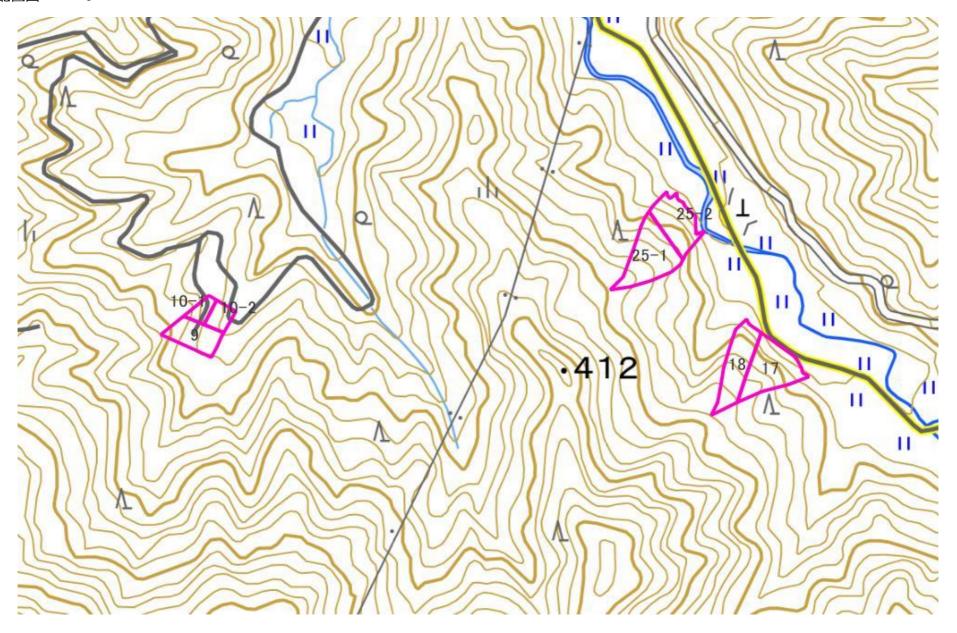


配置図 - 2

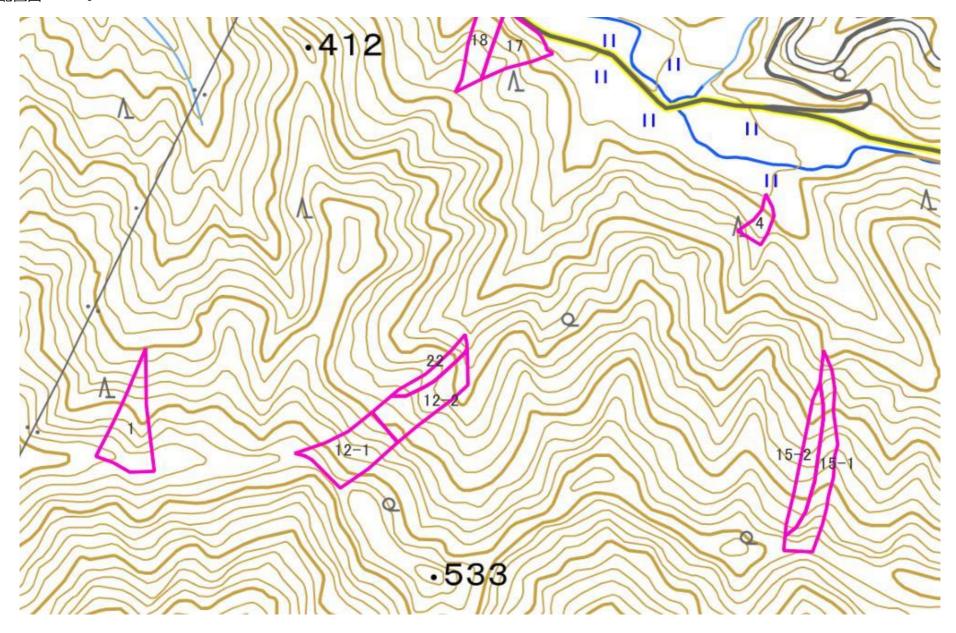




配置図 - 4



配置図 - 5



		定を受け	ける市	(名称)					(所在	(所在地)				
整理	#25 *1.5	町村(7				福井市	長 西	行 力			福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-5		里権を設	定する森	森林の	(氏名又	は名称)			(住所	又は所在地)		
		森林所有	有者(甲)										
	乙が紀	経営管理	権の設定	官を受け	る森林	(A)					経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373	041	山林	0. 1338	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	この計画に同意する。													
権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印														
	権利を記	没定する	る森林の	の森林原	听有者	(甲)	住所	同	上	氏》	名又は名称		印	

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対多	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 対策、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373		経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2					る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町64字勝ヤ谷	2-A	373	041	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2					付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3					○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					【 (3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○こから甲に対し、金銭の支払いは行わない。
8					(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

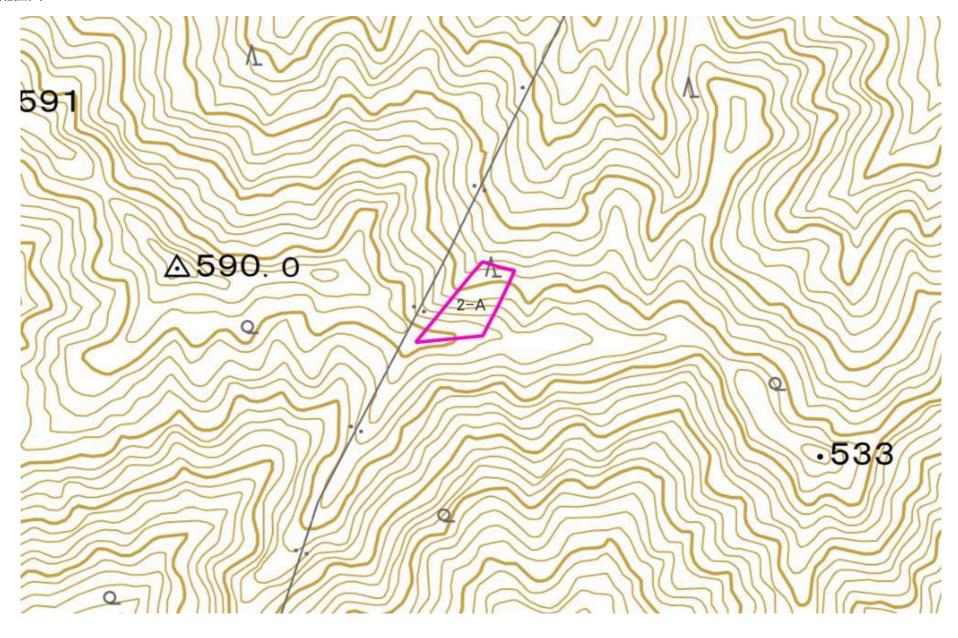
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



T 112	即一种快								201025005						
		経営管理	理権の設	 定を受り	ナる市	(名称)						(所在地)			
整理	E # DE # .1. C	町村(7			'	福井市	5長 西	写行 方				福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-6		理権を設	定する希	条林の	(氏名又	は名称	:)				(住所)	又は所在地)		
			有者(甲												
	 乙が絹	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				Act NV bybe and I be	経営管理	権に基	木材の販売による収益から伐採	採してが甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)		等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	山林	0. 0297	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	山林	0. 0495	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	山林	0. 3173	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	山林	0. 0297	スギ	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	山林	0. 0297	スギ	71	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	山林	0. 0495	スギ	68	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	保安林	0.0105	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	保安林	0. 1983	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	保安林	0.0694	スギ	67	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	保安林	0. 0396	スギ	65	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照	
		•	•		-				•		•				

												7-r-t-u(x)			
		経営管理	理権の設	定を受け	ける市	(名称)						(所在地)			
整理	E # DE + . I. c	町村(7				福井市	ī長 酉	百行 万	芠			福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-6		理権を設	定するネ	集林の	(氏名又	は名称	:)				(住所又は所在地)			
			有者(甲												
	乙が紅	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				Joy NV, tota will like	経営管理権	をに基	木材の販売による収益から伐採	 乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行え 経営管理の (C)	つれる	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	保安林	0.6743	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	照	別添2参照	別添3参照	
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	保安林	0. 0198	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	照	別添2参照	別添3参照	
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	山林	0. 1785	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	照	別添2参照	別添3参照	
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	山林	0.0991	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	≽照	別添2参照	別添3参照	
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	山林	0.3621	その他広葉樹	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	無	別添2参照	別添3参照	
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	山林	0. 5951	スギ	102	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	≽照	別添2参照	別添3参照	
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	山林	0.0165	スギ	102	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	≽照	別添2参照	別添3参照	
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	畑	0.0019	スギ	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	≽照	別添2参照	別添3参照	
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	山林	0. 2684	スギ	61	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	>照	別添2参照	別添3参照	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	山林	0. 1983	スギ	87	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	シ照	別添2参照	別添3参照	

	到办事項	奴骨签耳	理権の設	ウシのハ	+ 2 古	(名称)					(戸	(所在地)				
整理	#	町村(7		. 足を文() (a) (l)	福井市	5長 酉	5行 方	 芠		1	福井県福井市大手3丁目10番1号				
番号	集R5-美山-6	経営管理	理権を設 有者(甲		茶林の	(氏名又	は名称	:)			(住	注所又は所在地)				
	乙が絹	上 経営管理	権の設定	定を受け	る森林	(A)					 経営管理権に	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを			
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	で で で で で で で で で で で で で で	しる 寺に安りる経賃を控除してなわ	支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	畑	0. 0131	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	山林	0. 3008	スギ	77	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362	025	山林	0. 0019	スギ	104	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	山林	0. 3236	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	山林	0.0066	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	山林	0. 1487	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	山林	0.0033	その他広葉樹	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	山林	0. 3014	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	山林	0. 0069	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	山林	0.0092	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照			

										2010/23000					
		経営管理	里権の設	定を受け	ナる市	(名称)					(Ē	(所在地)			
整理	# DE + 1. 0	町村(7			,	福井市	5長 西	5行 方				福井県福井市大手3丁目10番1号			
番号	集R5-美山-6		理権を設	定する系	集林の	(氏名又	は名称	:)			(1	(住所又は所在地)			
			有者(甲												
	乙が絹	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				Arra NV, firster will I fee	 経営管理権		る収益から伐採		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われ 経営管理のF (C)	1る 寿に安りる経貨 1点 利益がある場合	を控除してなお において甲に支 銭 (D) の額の	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	山林	0.0052	スギ	58	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	山林	0.6072	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2 参照	別添3参照	
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	山林	0. 2975	スギ	89	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	烈添	2 参照	別添3参照	
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	山林	0. 4925	その他広葉樹	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	烈添	2参照	別添3参照	
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	山林	0. 1487	その他広葉樹	57	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
36	皿谷町49字伐リ畑	6-1	363	057	保安林	2. 4819	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
37	皿谷町49字伐リ畑	6-2	363	058	保安林	0. 1289	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
38	皿谷町49字伐リ畑	6-3	363	059	保安林	0.0495	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
39	皿谷町49字伐リ畑	8-1	363	027	山林	0.0793	その他広葉樹	71	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	
40	皿谷町49字伐リ畑	8-2	363	028	山林	0. 0495	0	0	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	別添	2参照	別添3参照	

															01023003	
		経営管理	里権の設	定を受け	ナる市 一	(名称)						(所在地	(所在地)			
整理	# PE *	町村(7			'	福井市長 西行 茂							福井県福井市大手3丁目10番1号			
番号	「 朱113 天田 0		理権を設	定するネ	茶林の	(氏名又	は名称	:)				(住所)	又は所在地)			
			有者(甲		.,,											
	乙が絹	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				Arra NV, firster will I fee	経営管理	!権に基	木材の販売による収益から伐採	 乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行 経営管理 (C	われる !の内容	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	保安林	0. 1322	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	保安林	0. 0991	その他広葉樹	78	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	保安林	0.0099	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	保安林	0.0218	その他広葉樹	66	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	保安林	0.4033	スギ	62	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	保安林	0. 2677	その他広葉樹	69	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	保安林	0.0595	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	保安林	0.3966	スギ	53	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	保安林	0.0495	スギ	51	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	山林	0. 6644	その他広葉樹	74	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1	参照	別添2参照	別添3参照		
								•			-		-			

201023005

1 個別事項

(所在地) (名称) 経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙) 福井市長 西行 茂 福井県福井市大手3丁目10番1号 整理 集R5-美山-6 番号 (氏名又は名称) (住所又は所在地) |経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) 木材の販売による収益から伐採 経営管理権に基 乙が甲にDを 経営管理権 等に要する経費を控除してなお 経営管理権 づいて行われる 支払うべき時 利益がある場合において甲に支 の終期 備考 現況 現況 経営管理の内容 期、相手方及 面積 の始期 番号 所 在 地番 林班 小班 地目 払われるべき金銭(D)の額の (B) 樹種 林齢 ha (C) び方法 算定方法 保安林 スギ 別添1参照 別添2参照 別添3参照 51 皿谷町64字勝ヤ谷 16-2373 062 0.1487 59 2024年3月21日 2044年3月20日 スギ 別添2参照 52 皿谷町64字勝ヤ谷 16 - 3373 063 0.0241 59 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添3参照 皿谷町67字向山 保安林 0.0991 スギ 別添1参照 別添2参照 別添3参照 53 1 - 1374 005 2024年3月21日 2044年3月20日 保安林 0.0198 スギ 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 54 皿谷町67字向山 1-2374 006 92 保安林 7 0.0085 スギ 92 別添1参照 別添2参照 別添3参照 皿谷町67字向山 374 013 2024年3月21日 2044年3月20日 55 保安林 スギ 別添1参照 別添2参照 皿谷町67字向山 16 374 034 0.0039 92 2024年3月21日 2044年3月20日 別添3参照 56 スギ 皿谷町67字向山 保安林 0.0033 34 374 072 59 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 57 58 59 60 この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 同 F. 福井市長 西行 茂 名称 印 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 上 印 住所 同 氏名又は名称

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	乗、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	乗、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	業、販売可能な不材の販売、森林の保護等の生能文は一部を実施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362		○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	P C S D V C 1 V S C C C C C C C C C
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	乗、販売可能な不材の販売、緑体の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	
36	皿谷町49字伐リ畑	6-1	363	057	
37	皿谷町49字伐リ畑	6-2	363	058	
38	皿谷町49字伐リ畑	6-3	363	059	
39	皿谷町49字伐リ畑	8-1	363	027	
40	皿谷町49字伐リ畑	8-2	363	028	

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	

	対多	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 ・業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
51	皿谷町64字勝ヤ谷	16-2	373	062	乗、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
52	皿谷町64字勝ヤ谷	16-3	373	063	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
53	皿谷町67字向山	1-1	374		○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
54	皿谷町67字向山	1-2	374	006	
55	皿谷町67字向山	7	374	013	
56	皿谷町67字向山	16	374	034	
57	皿谷町67字向山	34	374	072	
58					
59					
60					

	対象	杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町3字胡桃谷	14-1	371	065	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町3字胡桃谷	14-2	371	067	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3	皿谷町3字胡桃谷	27-1	371	007	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4	皿谷町3字胡桃谷	27-2	371	008	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5	皿谷町3字胡桃谷	28-1	371	009	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6	皿谷町3字胡桃谷	28-2	371	010	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7	皿谷町24字高畑	14	373	023	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
8	皿谷町24字高畑	15	373	025	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9	皿谷町24字高畑	20	373	032	
10	皿谷町24字高畑	21	373	033	

	対象	杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
11	皿谷町24字高畑	22-1	373	034	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
12	皿谷町24字高畑	22-2	373	035	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
13	皿谷町31字下東山	46-1	365	063	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
14	皿谷町31字下東山	46-2	365	066	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
15	皿谷町31字下東山	59-1	365	090	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
16	皿谷町34字上ノ山	17-1	362	009	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
17	皿谷町34字上ノ山	17-2	362	011	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
18	皿谷町34字上ノ山	18-1	362	012	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
19	皿谷町34字上ノ山	21-1	362	015	
20	皿谷町34字上ノ山	21-2	362	017	

	対象	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 作し支払の額の算定方法)
21	皿谷町34字上ノ山	22-1	362	019	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
22	皿谷町34字上ノ山	23	362	020	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
23	皿谷町34字上ノ山	25-2	362	025	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
24	皿谷町34字上ノ山	26-A	362	026	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
25	皿谷町34字上ノ山	26-B	362	027	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
26	皿谷町34字上ノ山	27-A1	362	028	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
27	皿谷町34字上ノ山	27-B	362	029	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
28	皿谷町34字上ノ山	28	362	031	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
29	皿谷町34字上ノ山	29	362	032	
30	皿谷町34字上ノ山	31	362	034	

	対多	杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
31	皿谷町34字上ノ山	39	362	047	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
32	皿谷町34字上ノ山	42-1	362	068	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
33	皿谷町34字上ノ山	42-2	362	070	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
34	皿谷町47字葛間	25-1	362	130	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
35	皿谷町47字葛間	25-2	362	132	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
36	皿谷町49字伐リ畑	6-1	363	057	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
37	皿谷町49字伐リ畑	6-2	363	058	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
38	皿谷町49字伐リ畑	6-3	363	059	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
39	皿谷町49字伐リ畑	8-1	363	027	
40	皿谷町49字伐リ畑	8-2	363	028	

	対象	 杂林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
41	皿谷町50字浦坂	1-1	364	001	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
42	皿谷町50字浦坂	1-2	364	002	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
43	皿谷町51字御免無	10-1	364	030	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
44	皿谷町51字御免無	10-2	364	031	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
45	皿谷町63字中尾	2	372	112	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営 管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
46	皿谷町63字中尾	18-1	372	074	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
47	皿谷町63字中尾	18-2	372	076	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ こから甲に対し、金銭の支払いは行わない。
48	皿谷町63字中尾	23-1	372	061	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
49	皿谷町63字中尾	23-2	372	062	
50	皿谷町64字勝ヤ谷	16-1	373	058	

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払があるべき金銭の額の算定方法)
51	皿谷町64字勝ヤ谷	16-2	373	062	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
52	皿谷町64字勝ヤ谷	16-3	373	063	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
53	皿谷町67字向山	1-1	374	005	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
54	皿谷町67字向山	1-2	374	006	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
55	皿谷町67字向山	7	374	013	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
56	皿谷町67字向山	16	374	034	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2.伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
57	皿谷町67字向山	34	374	072	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○△○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
58					(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
59					
60					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

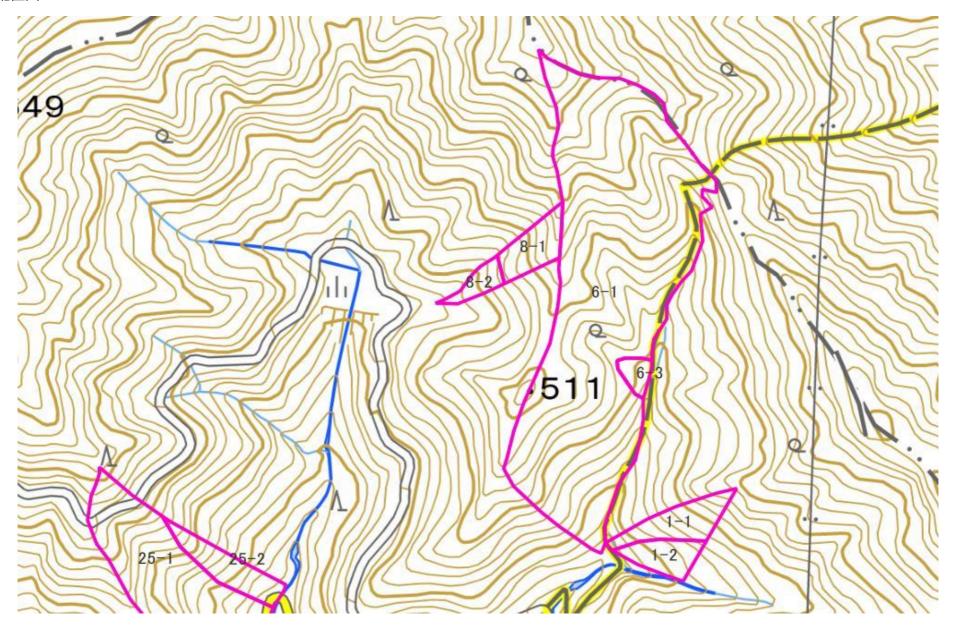
(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

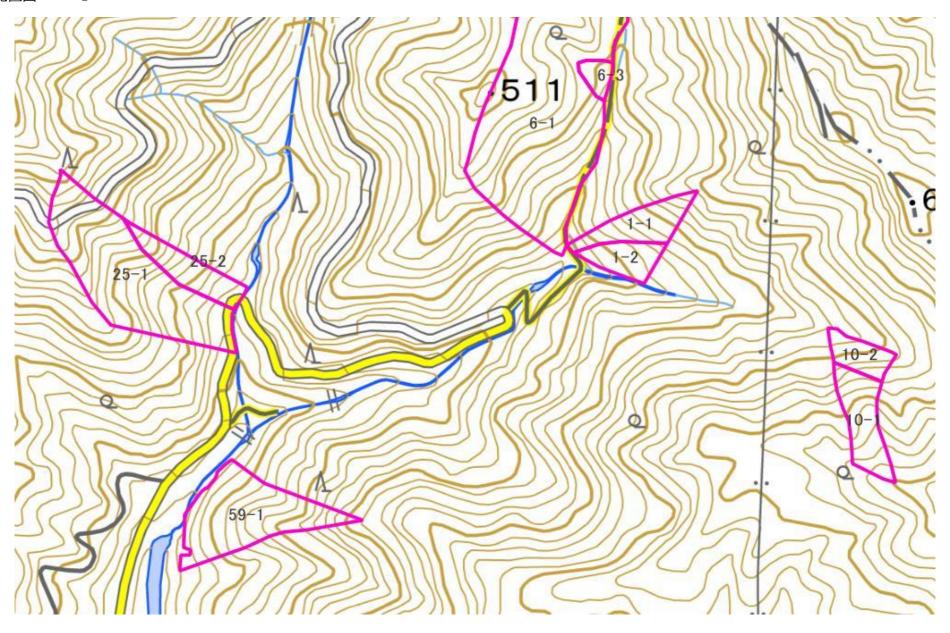
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

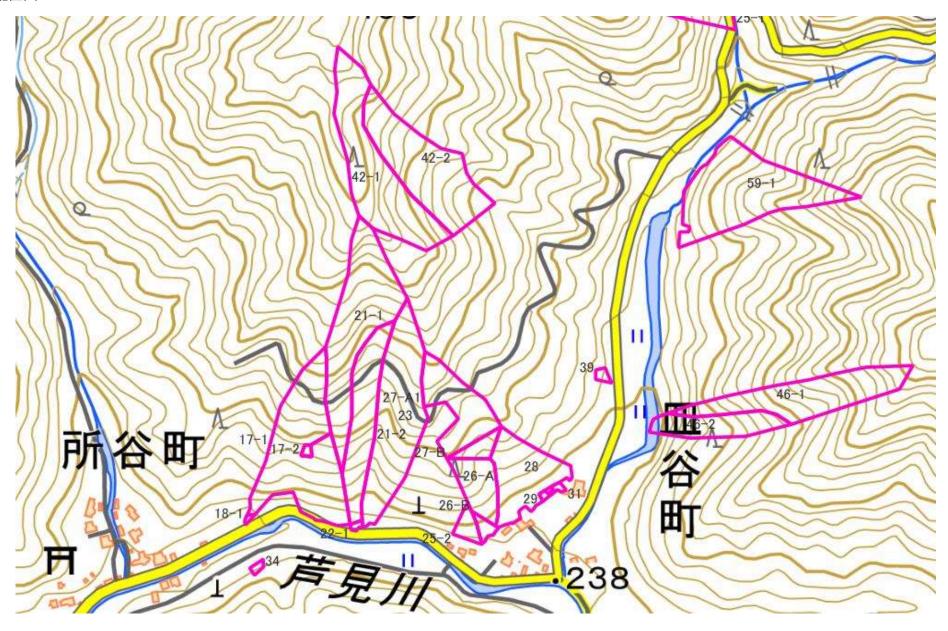
〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

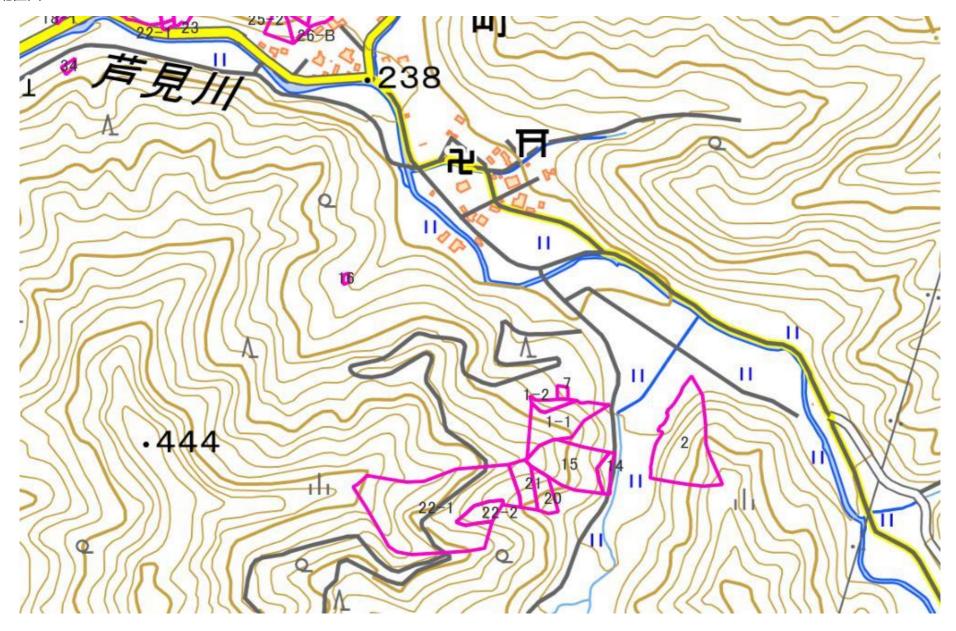


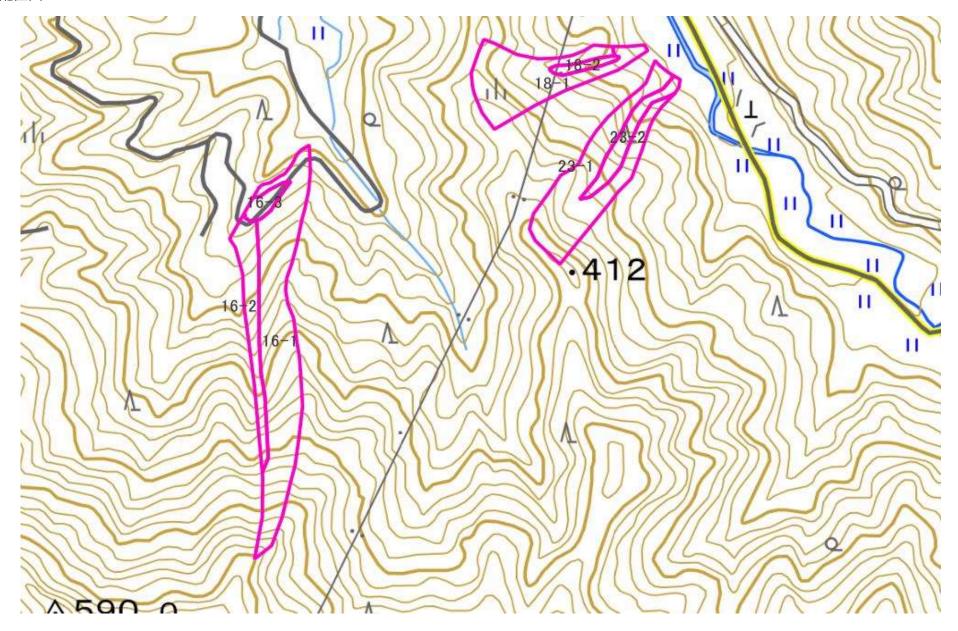
配置図 - 2

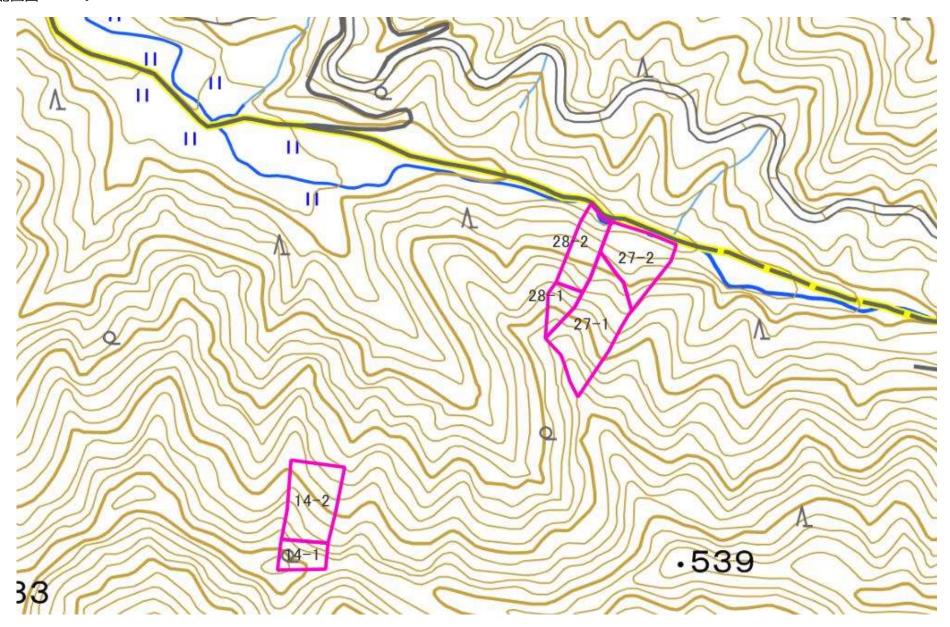


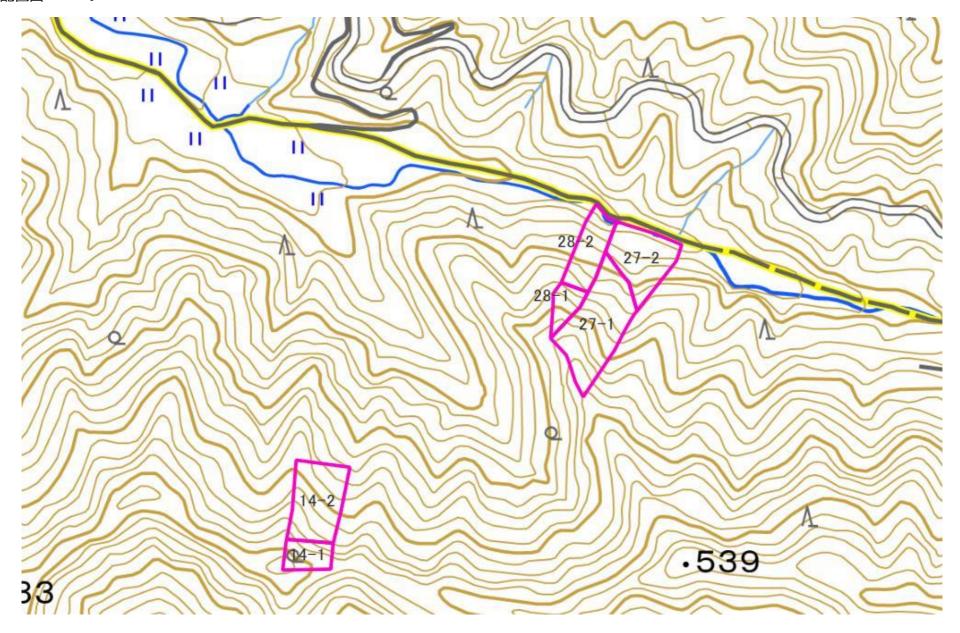


配置図 - 4









経営管理権集積計画

1 個別事項 201023004

		経営管理	里権の設	定を受け	ける市	(名称)					(所在	地)		
整理 番号	集R5-美山-7	町村(7			福井市	ī長 西	写行 方			福井	‡県福井市大手3丁目10番1号			
番号	· 果K5−夫山− <i>(</i>	経営管理	系林の	(氏名又	は名称)			(住所	(住所又は所在地)				
			有者(甲											
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) 経営管理権に基 木材の販売による収益から伐持												
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	皿谷町67字向山	26	374	054	山林	0.0036	スギ	94	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
	この計画は	こ同意す	-る。										-	
	権利の設定を受ける市町村(乙) 住所 同 上 名称 福井市長 西行 茂 印													
	権利を記	設定する	る森林の	つ森林原	斤有者	(甲)	住所	同	上	氏纟	名又は名称		印	

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対缘	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町67字向山	26	374		業、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2					る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町67字向山	26	374	054	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2					付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3					○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

1 個別事項 201023009

		経営管理	 埋権の設	定を受け	ナる市	(名称)					((所在地)			
整理	# PE * 11. 0	町村(7	町村(乙)				片長 西	写行 芹				福井	県福井市大手3丁目10番1号		
番号	集R5-美山-8	在呂官哇惟を取足りる無体の 🔙			(氏名又	は名称	(,)			((住所又は所在地)				
		森林所有者(甲)													
	乙が	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)					経営管理権	に其	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	地番 林班 小班 地目				現況樹種		経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行わ 経営管理の (C)	れるの内容	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払が見るである。 支払がある。 支払がある。 支払がある。 大きないのでは、	備考
1	皿谷町67字向山	36-1	36-1 374 075 山林			0. 1884	スギ	59	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参	照	別添2参照	別添3参照	
2			_												
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	この計画に	こ同意す	-る。												
	権利の記	没定を受	受ける同	有町村	(乙)		住所	司	上	名和	弥	福井	井市長 西行 茂	印	
ı	権利を記	没定する	5森林の	の森林原	听有者	(甲)	住所	同	上	氏纟	名又は名称			印	

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町67字向山	36-1	374	075	業、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2					る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1. 甲に支払しなべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町67字向山	36-1	374	075	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2					付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3					○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 〇乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (3. 留意事項)
5					○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



経営管理権集積計画

201023015

1 個別事項

(所在地) (名称) |経営管理権の設定を受ける市 町村 (乙) 福井市長 西行 茂 福井県福井市大手3丁目10番1号 整理 集R5-美山-9 番号 (氏名又は名称) (住所又は所在地) |経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) 乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) 木材の販売による収益から伐採 経営管理権に基 乙が甲にDを 経営管理権 等に要する経費を控除してなお 経営管理権 づいて行われる 支払うべき時 の終期 利益がある場合において甲に支 備考 現況 現況 経営管理の内容 期、相手方及 面積 の始期 番号 所 在 地番 林班 小班 地目 払われるべき金銭(D)の額の (B) 樹種 林齢 (C) び方法 ha 算定方法 皿谷町7字六呂谷 山林 別添1参照 別添2参照 別添3参照 8-1371 131 0.0198 その他広葉樹 78 2024年3月21日 2044年3月20日 山林 スギ 皿谷町7字六呂谷 8-2 371 132 0.0396 79 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 皿谷町23字坊田 山林 0. 1573 スギ 別添1参照 別添2参照 別添3参照 4 373 001 12 2024年3月21日 2044年3月20日 山林 0.0125 スギ 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 皿谷町24字高畑 10 373 039 12 039 山林 0.0257 スギ 別添1参照 別添2参照 別添3参照 皿谷町24字高畑 12 373 12 2024年3月21日 2044年3月20日 保安林 別添1参照 別添2参照 皿谷町51字御免無 13 - 2364 038 0.4462 その他広葉樹 89 2024年3月21日 2044年3月20日 別添3参照 6 保安林 0.8755 その他広葉樹 87 Ⅲ谷町51字御免無 13 - 6364 044 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 皿谷町63字中尾 畑 0.0092 スギ 89 2024年3月21日 2044年3月20日 別添1参照 別添2参照 別添3参照 372 121 11 8-5 保安林 0.0198 その他広葉樹 78 別添1参照 別添2参照 皿谷町66字中ノ谷 373 139 2024年3月21日 2044年3月20日 別添3参照 10 この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 福井市長 西行 茂 住所 同 F. 名称 印 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 上 印 氏名又は名称 住所 同

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町7字六呂谷	8-1	371	131	乗、販売可能な不材の販売、緑体の保護等の全部又は一部を美施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町7字六呂谷	8-2	371	132	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3	皿谷町23字坊田	4	373	001	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4	皿谷町24字高畑	10	373	039	P C S D V C 1 V S C C C C C C C C C
5	皿谷町24字高畑	12	373	039	
6	皿谷町51字御免無	13-2	364	038	
7	皿谷町51字御免無	13-6	364	044	
8	皿谷町63字中尾	11	372	121	
9	皿谷町66字中ノ谷	8-5	373	139	
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町7字六呂谷	8-1	371	131	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を 控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町7字六呂谷	8-2	371	132	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3	皿谷町23字坊田	4	373	001	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整 備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4	皿谷町24字高畑	10	373	039	画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5	皿谷町24字高畑	12	373	039	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6	皿谷町51字御免無	13-2	364	038	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7	皿谷町51字御免無	13-6	364	044	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
8	皿谷町63字中尾	11	372	121	(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9	皿谷町66字中ノ谷	8-5	373	139	
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

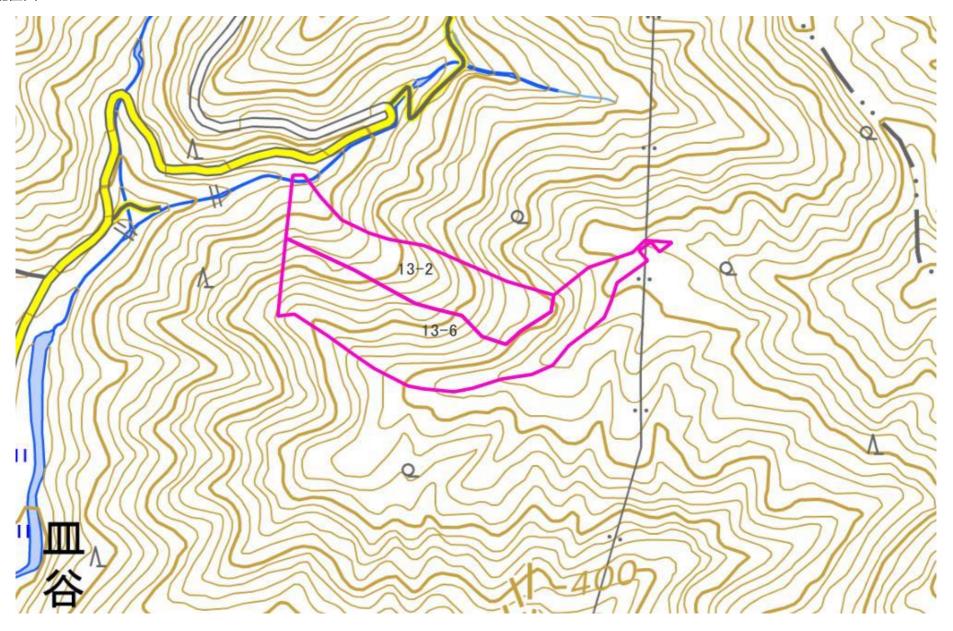
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

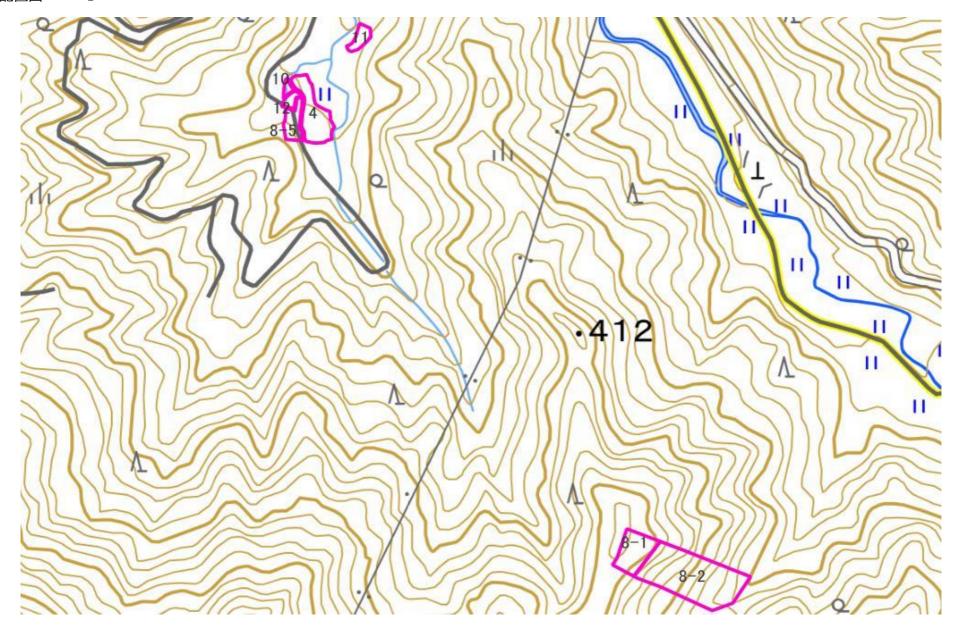
〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



配置図 - 2



経営管理権集積計画

1 個別事項 201023001

		経営管理	里権の設	定を受け	ける市	(名称)					(所在出	(所在地)			
整理	# p= 34.1. 40	町村(2		,		福井市	ī長 西	百行 方			福井	県福井市大手3丁目10番1号			
番号		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)				(氏名又	は名称)			(住所)	又は所在地)			
		森林所有	有者(甲)											
	 乙がá	経営管理	権の設定	官を受け	る森林	(A)				Jett NV beke and I ha	 経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを		
番号	所 在	地番					現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	や 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	皿谷町20字林腰	5·6·7· 13·14· 15合併	372	008	田	0. 1041	スギ	23	2024年3月21日	2044年3月20日	別添 1 参照	別添2参照	別添3参照		
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	山林	0. 0025	スギ	124	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
	この計画に	こ同意す	-る。												
	権利の調	没定を引	受ける同		(乙)		住所	同	上	名和	陈 福井	井市長 西行 茂	印		
	権利を記	設定する	る森林の	の森林原	所有者	(甲)	住所	同	上	氏	名又は名称		印		

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施
1	皿谷町20字林腰	5·6·7· 13·14· 15合併	372	008	業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町20字林腰	5·6·7· 13·14· 15合併	372	008	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町34字上ノ山	20-1	362	014	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					(2. 留息事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023001 1/5000

経営管理権集積計画

1 個別事項

201023002

			埋権の設	定を受け	ける市	(名称)						(所在地)			
整理		町村(福井市	5長 西	百行 万			福井	福井県福井市大手3丁目10番1号			
番号	- 果的一夫山-11	経営管理	埋権を設		条林の	(氏名又は名称)						(住所又は所在地)			
		森林所名	有者(甲)											
	乙が	経営管理	!権の設定	定を受け	る森林	(A)				(m)/ 64 mm 14a	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	 乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
1	皿谷町34字上ノ山	24	362	021	山林	0. 354	スギ	58	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	保安林	0. 5157	スギ	80	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	保安林	0. 0991	スギ	79	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
4	皿谷町67字向山	22-1	374	047	保安林	0. 3867	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	山林	0. 119	スギ	84	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	保安林	0. 1963	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	保安林	0.0099	スギ	64	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
8															
9															
10															
	この計画に同意する。														
	権利の記	設定を登	受ける「	 市町村	(乙)		住所	同	上	名	称 福井	井市長 西行 茂	印		
	権利を調	設定する	る森林の	の森林原	听有者	(甲)	住所	同	上	氏。	名又は名称		印		

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町34字上ノ山	24	362	021	業、販売可能な不材の販売、緑林の保護等の生命又は一部を美施りるものとし、その方法は経営管理美施権を設定りる前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4	皿谷町67字向山	22-1	374	047	
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町34字上ノ山	24	362		○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町67字向山	21-1	374	045	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
3	皿谷町67字向山	21-2	374	046	○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4	皿谷町67字向山	22-1	374		画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5	皿谷町67字向山	22-2	374	048	(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6	皿谷町67字向山	24-1	374	050	○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7	皿谷町67字向山	24-2	374	052	【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○△から甲に対し、金銭の支払いは行わない。
8					(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

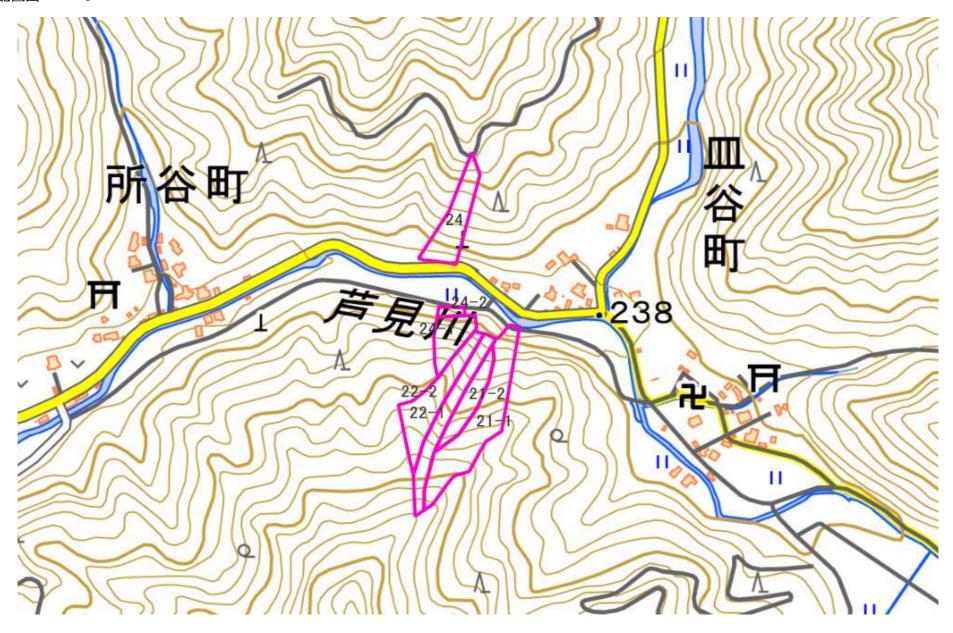
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023002 1/5000

経営管理権集積計画

1 個別事項 201023011

		経営管理	里権の設	定を受け	ける市	(名称)					(所有	(所在地)			
整理	# DE - **:1: 10	町村 (2		, ,		福井市	ī長 西	写行 方			福	福井県福井市大手3丁目10番1号			
番号		経営管理	里権を設	定する柔	系林の	(氏名又	は名称)			(住列	(住所又は所在地)			
		森林所有	有者 (甲))											
	乙が絹	圣営管理	権の設定	官を受け	る森林	(A)				ACT NV FF -TH LF	経営管理権に基	木材の販売による収益から伐採	乙が甲にDを		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の終期 (B)	づいて行われる 経営管理の内容 (C)	寺に安りる経貨を控除してなわ	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	山林	0.0066	スギ	70	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	山林	0. 0396	スギ	72	2024年3月21日	2044年3月20日	別添1参照	別添 2 参照	別添3参照		
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	この計画に	に同意す	~る。												
	権利の記	役定を受	受ける市	 时时村	(乙)		住所	同	上	名和	游 福	井市長 西行 茂	印		
	権利を記	役定する	る森林の	つ森林原	斤有者	(甲)	住所	同	上	氏纟	名又は名称		印		

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が ある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けるもの(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管 注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権 集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林のある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して、(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網 その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行う者とする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには、乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売 収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の申し出があった場合、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙の指定する日までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続きは経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次の掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が、経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けたときは、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画の定めにない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

	対象	杂森林			経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施 業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	業、販売可能な不材の販売、森林の保護等の生能文は一部を実施するものとし、その方法は経営管理美施権を設定する前に乙及び 経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断でき
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	る限りで行う。 【経営管理実施権が設定されない場合】
3					○乙は、間伐及び保育等の施業、販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。 ○乙は、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、必要に応じた森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判 断できる限りで行う。
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

	対象	杂森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所 在	地番	林班	小班	【経営管理実施権が設定される場合】 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
1	皿谷町24字高畑	19	373	031	○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添
2	皿谷町24字高畑	24	373	038	付された利益の見積額とする。 ○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○利用間伐に係る木材の販売代金は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
3					(2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な福井県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市に提示し、経営管理実施権配分計
4					画に添付された経費の見積額とする。 ○乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定 を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
5					(3. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預かり金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預かり金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
6					○経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定 された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
7					【経営管理実施権が設定されない場合】 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙から甲に対し、金銭の支払いは行わない。 (2. 留意事項)
8					○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
9					
10					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

〈相手方及び方法〉

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

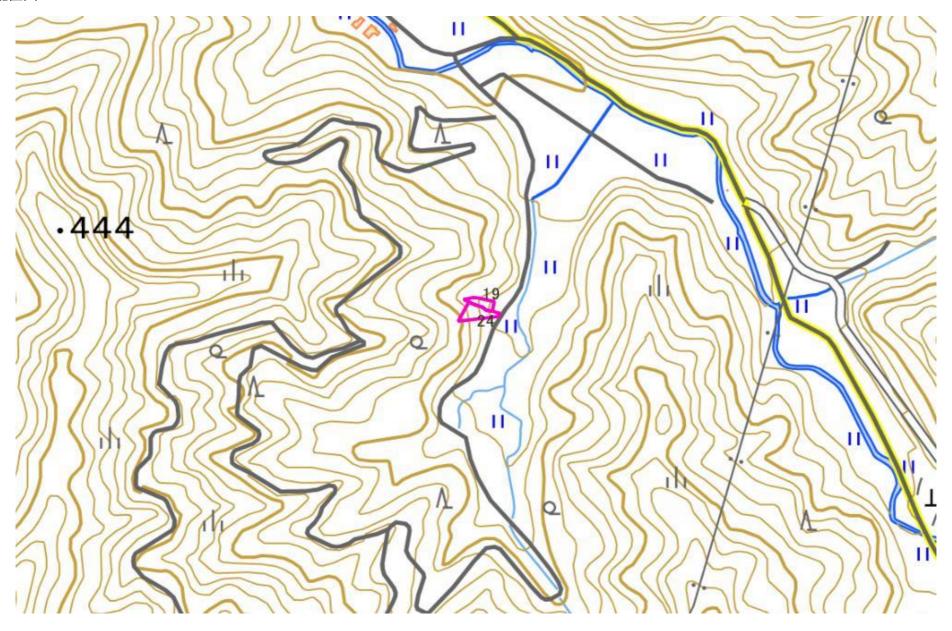
〈時期〉

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、預かり金の期間が終了するか契約の終期に速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

〈相手方及び方法〉

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

配置図 - 1



201023011 1/5000